

松阪市工場立地法に基づく準則を定める条例の改正（案）の骨子

1. 条例改正の目的

工場立地法上の緑地面積率等に関して、国の準則に代わって適用される当市の条例（松阪市工場立地法に基づく準則を定める条例）が、令和3年12月に制定されました。

現在、都市計画法に規定する地区計画（以下、地区計画）区域についても規制緩和を検討しており、令和7年11月定例議会への上程の前に、パブリックコメントの実施を予定しています。

2. 工場立地法の概要

（1）目的

工場立地が周辺地域の生活環境との調和を図りつつ適正に行われることを目的に、一定規模以上の工場が設置すべき緑地及び環境施設等について定めている法律です。

（2）対象工場（特定工場）

業種：製造業及び電気・ガス・熱供給業（水力、地熱、太陽光発電所を除く）

規模：敷地面積9,000㎡以上又は建築面積3,000㎡以上

（3）敷地面積に対する緑地面積率等（国の準則）

環境施設面積率	うち緑地面積率	重複緑地算入率
25%以上	20%以上	敷地面積×緑地面積率×25%以内

過去、緑地面積率等の規定は上表の通り全国一律でしたが、平成9年の法改正により都道府県と政令市が、平成24年の法改正によりすべての市町村が国の定める範囲内にあって、独自の緑地面積率等を定めることが可能となりました。

3. 本市における状況

・本市における届出済工場は57あり、都市計画法の用途区域別内訳は以下の通りです。

工業地域	工業専用 地域	準工業 地域	市街化 調整区域 (地区計画区域)	都市計画 区域外	計
2	31	7	10 (3)	7	57

- ・既存産業用地の有効利用を図るため、令和3年12月に、松阪市工場立地法に基づく準則を定める条例を制定し、工業地域及び工業専用地域、準工業地域内における緑地面積率等を下表の通り緩和しました。

用途地域	国の準則			松阪市準則（R3制定）	
	環境施設 面積率	うち緑地 面積率		環境施設 面積率	うち緑地 面積率
準工業地域	25%以上 【20%以上】	20%以上 【15%以上】		15%以上	10%以上
工業地域 工業専用地域				10%以上	5%以上
その他地域				25%以上 【20%以上】	20%以上 【15%以上】

【 】内の数値は、既存工場（都市計画線引き前から操業）の環境施設面積率、緑地面積率

4. 県内の状況

県内では、下表の自治体が条例を制定し、緑地面積率等の規制緩和をしています。

市町	環境施設面積率	うち緑地面積率	区域
木曽岬町	10%以上	5%以上	工業地域 木曽岬干拓北部地区
四日市市	15%以上	10%以上	工業地域 工業専用地域
伊勢市	15%以上	10%以上	準工業地域等
	10%以上	5%以上	工業地域 工業専用地域
明和町	10%以上	5%以上	全域
度会町	10%以上	5%以上	全域

5. 条例改正（案）の概要

（1）緑地面積率等の見直しの背景

市内において市街化区域での産業適地がほぼ残っていないなか、地区計画に基づく開発は、市街化調整区域における開発の有力な手段のひとつであると考えられます。現在、松阪市土地開発公社で造成中の、ウッドピア北地区産業用地においても地区計画を策定し、開発を行っています。

ウッドピア北地区をはじめ、今後開発された場合の地区計画区域の土地の有効活用を図るため、条例の見直しを検討しています。

(2) 条例改正（案）の内容

地区計画区域内において、次のとおり緑地面積率等の基準を設定します。

用途地域	現行条例（R3制定）			改正（案）	
	環境施設 面積率	うち緑地 面積率		環境施設 面積率	うち緑地 面積率
準工業地域	15%以上	10%以上		15%以上	10%以上
工業地域 工業専用地域	10%以上	5%以上		10%以上	5%以上
地区計画区域	25%以上	20%以上		10%以上	5%以上
その他地域	【20%以上】	【15%以上】		25%以上 【20%以上】	20%以上 【15%以上】

【 】内の数値は、既存工場の環境施設面積率、緑地面積率。

(3) 地区計画とは

既存の都市計画、都市計画マスタープランを前提に、ある一定のまとまりを持った「地区」を対象に、その地区の実情に合ったよりきめ細かい規制を行う制度です。区域の指定された用途地域の規制を、強化、緩和することができ、各街区の整備及び保全を図ります。

(4) 条例改正の対象区域

現在、市内において地区計画が策定されており、かつ工業的な土地利用が可能な計画は「ウッドピア松阪地区地区計画」のみで（※天花寺テクノランド地区は市街化編入済み）、当該地域が本条例改正の適用地域となります。

今後、地区計画に基づき新たな工業的な開発が行われた場合は、その地区計画区域も適用地域となります。

(5) 他市町村の状況

三重県内において、地区計画区域の緩和を行っている自治体はありませんが、他県において制定されている自治体があります（企業誘致連携課調べ）。

自治体	工業地域 工業専用地域 (環境施設率／緑地率)	準工業地域 (環境施設率／緑地率)	地区計画区域 (環境施設率／緑地率)
愛知県知多市	10%／5%	15%／10%	15%／10%
滋賀県湖南市	10%／5%	15%／10%	10%／5%
滋賀県甲賀市	10%／5%	15%／10%	10%／5%

6. 規制法令について

工場等の操業においては、公害防止対策を具体的に定めた「大気汚染防止法」「水質汚濁防止法」「土壌汚染対策法」をはじめとした様々な法律が存在し、こうした法律により事業内容によって各種規制が存在します。

市内での操業においては、三重県庁松阪地域防災総合事務所環境室をはじめとした所管部局と連携し、適切に対応してまいります。

7. 今後について

令和7年9月中旬～10月中旬にかけてパブリックコメントを実施し、その結果を踏まえ、条例改正案を令和7年11月定例議会に提案する予定です。

8. 用語の定義

- 緑地：樹木が生育する区画された土地（樹木地、低木地、芝生地、花壇等）又は建築物の屋上等（樹木、低木、芝生、花壇等で覆われた建築物の屋上等）
- 環境施設：緑地及びこれに類する施設で、周辺地域の生活環境の保持に寄与するよう管理がなされているもの（緑地、噴水、屋内外運動施設、広場、ソーラパネル等）
- 重複緑地：生産施設等と重複する緑地（例：緑化駐車場、パイプラインの下の緑地、建物の屋上緑化施設）
- 緑地面積率：敷地面積に対する緑地の面積の割合
- 環境施設面積率：敷地面積に対する環境施設の面積の割合
- 重複緑地率：緑地面積に算入できる重複緑地の面積の割合
例：工場の敷地面積10,000㎡、緑地面積率10%以上、重複緑地算入率50%の場合
500㎡（＝10,000㎡×10%×50%） 500㎡まで緑地面積に算入可能
- 市街化区域：すでに市街地となっている区域及び、優先かつ計画的に市街地とすべき区域
- 市街化調整区域：市街化を抑制する区域